

医薬品等及び毒劇物輸入監視要領

1 監視の目的

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）又は毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）の規定により、輸入される医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、毒物及び劇物の確認を通関前に行い、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、もって国民の保健衛生上の危害を防止することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 本要領で「医薬品」とは、薬事法第 2 条第 1 項に規定する医薬品をいう。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。

(例) 抗生物質製剤、抗悪性腫瘍剤、解熱鎮痛剤、下剤等

(2) 本要領で「医薬部外品」とは、薬事法第 2 条第 2 項に規定する医薬部外品をいう。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。

(例) 口中清涼剤、腋臭防止剤等

(3) 本要領で「化粧品」とは、薬事法第 2 条第 3 項に規定する化粧品をいう。

(例) 香水、口紅、パック、ファンデーション等

(4) 本要領で「医療機器」とは、薬事法第 2 条第 4 項に規定する医療機器をいう。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。

(例) 手術台、聴診器、体温計、注射筒等

(5) 本要領で「医薬品等」とは、上記(1)から(4)に掲げるものをいう。

(6) 本要領で「毒物」とは、毒劇法別表第 1 に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

(例) 黄^{りん}燐、シアン化ナトリウム、水銀、砒^ひ素等

(7) 本要領で「劇物」とは、毒劇法別表第 2 に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

(例) アンモニア、塩化水素、四塩化炭素、硫酸等

(8) 本要領で「毒劇物」とは、上記(6)及び(7)に掲げるものをいう。

(9) 本要領で「製造販売業者」とは、薬事法第 12 条に基づき、医薬品等の種類に応じ、それぞれ定められた厚生労働大臣の許可を受けた者をいう。

(10) 本要領で「製造業者」とは、薬事法第 13 条に基づき、医薬品等の製造業の許可を受けた者をいう。

(11) 本要領で「輸入者」とは、医薬品等又は毒劇物を輸入しようとする者をいう。

(12) 本要領で「輸入業者」とは、毒劇法第 4 条に基づき、毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者をいう。

(13) 本要領で「通関取扱要領」とは、「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱要領」（平成 25 年 4 月 22 日付け薬食発 0422 第 2 号財務省関税局長宛て厚生労働省医薬食品局長通知「医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について」の別添）をいう。

(14)本要領で「臨床試験」とは、我が国においてまだ製造販売の承認又は認証（以下「承認等」という。）を受けていない医薬品等を開発又は研究するために当該医薬品等の人体への効果、副作用等を臨床的に調査する試験をいう。

(15)本要領で「治験」とは、臨床試験のうち、製造販売の承認申請に必要な試験成績に関する資料の収集を目的とする試験をいう。

(16)本要領で「治験計画届書」とは、薬事法第80条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣に届け出ることとされているものをいう。

3 監視対象

監視対象は、外国から本邦に到着し、保税地域（関税法第30条各号に掲げるもの及び同法第86条第1項の規定により留置されたものにあつては、保税地域以外の場所を含む。）に蔵置された医薬品等及び毒劇物で通関前のもの並びに本邦に未到着の医薬品等及び毒劇物で航空貨物運送状（AWB）又は船荷証券（B/L）が発行されているものとする。

ただし、陸揚げされ、保税地域に蔵置された後、通関することなく外国に輸送される医薬品等及び毒劇物については、国内に流入するものではないことから、本要領に基づく確認は不要とする。

4 担当地方厚生局、担当薬事監視専門官及び監視範囲

(1) 関東信越厚生局

関東信越厚生局薬事監視専門官

函館税関、東京税関及び横浜税関で通関されるもの

(2) 近畿厚生局

近畿厚生局薬事監視専門官

名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関で通関されるもの

(3) 九州厚生局沖縄麻薬取締支所

九州厚生局沖縄麻薬取締支所薬事監視専門官

沖縄地区税関で通関されるもの

なお、(1)から(3)までに掲げるもののほか、到着する税関等により適宜他の地方厚生局薬事監視専門官に業務を行わせる場合がある。また、薬事監視専門官に代えて、薬事監視員又は毒物劇物監視員に業務を行わせる場合がある。

5 監視事項

3で監視対象となる医薬品等又は毒劇物につき次に掲げる確認を行った結果、薬事法又は毒劇法に違反すると認められるものについては、薬事法第70条に基づき輸入者に廃棄、積戻し等の措置を採らせるとともに、必要がある場合は、税関及び厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長に通報し、その指示を受けることとする。

(1) 薬事法施行規則第94条及び第95条の規定に基づく届出の確認

(2) 薬事法第55条第2項（第60条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。）、第56条（第60条及び第62条において準用する場合を含む。）、第57条（第60条及び第62条において準用する場合を含む。）、第65条及び第68条の6の規定に違反するか否かの確認

(3) 毒劇法第3条第2項、第3条の2第2項及び第9条の規定に違反するか否かの確認

(4) 毒劇法第11条、第16条及び第16条の2の規定に違反するか否かの確認

6 地方厚生局薬事監視専門官の業務

地方厚生局薬事監視専門官の業務は次のとおりとする。

(1) 5 (1)に規定する確認

イ 通関前に輸入者に関東信越厚生局又は近畿厚生局に対して次の書類を提出させ、行うこと。

(イ) 製造販売業者が製造販売用医薬品等輸入届書の提出を行う場合

- a 製造販売用医薬品等輸入届書（薬事法施行規則 様式第 50）正副 2 部
- b 医薬品等製造販売業許可証（写） 1 部
- c 医薬品等製造販売承認書（写）、医薬品等製造販売届書（写）又は医薬品等製造販売認証書（写） 1 部
- d 外国製造業者認定証（写） 1 部（化粧品を輸入する場合を除く。原料生薬を輸入する場合、必要に応じて輸入先の国を確認できる書類を提出させること。医薬品の添加剤について、外国製造業者を確認できる書類（製品標準書、規格書等）に代えることができる。）

(ロ) 製造業者が製造用医薬品等輸入届書の提出を行う場合

- a 製造用医薬品等輸入届書（薬事法施行規則 様式第 52）正副 2 部
- b 医薬品等製造業許可証（写） 1 部
- c 医薬品等製造販売承認書（写）、医薬品等製造販売届書（写）、医薬品等製造販売認証書（写）又は原薬等登録原簿登録証（写） 1 部
- d 外国製造業者認定証（写） 1 部（化粧品を輸入する場合を除く。原料生薬を輸入する場合、必要に応じて輸入先の国を確認できる書類を提出させること。医薬品の添加剤について、外国製造業者を確認できる書類（製品標準書、規格書等）に代えることができる。）

(ハ) 製造販売用又は製造用医薬品等輸入届書について提出後に届書の記載内容に変更が生じた場合

- a 製造販売用医薬品等輸入変更届書（薬事法施行規則 様式第 51(1)）又は製造用医薬品等輸入変更届書（薬事法施行規則 様式第 51(2)）正副 2 部
- b 変更した内容が確認できる書類 1 部

ロ 確認の結果、異状を認めない場合は、2 部受理した輸入届書又は輸入変更届書のうち 1 部の余白部分に「厚生労働省確認済」の印を押し、官職及び氏名を記入した上、当該輸入届書又は輸入変更届書を輸入者に交付すること。

(2) 5 (2)に規定する確認

イ 通関前に輸入者に次の書類を提出させ、行うこと。

(イ) 承認等を受けていない医薬品等（臨床試験の対象となる医薬品等の他、併用薬、臨床試験の際の検査等のために使用する医薬品等（採血管、体外診断用医薬品等）を含む。）を臨床試験に使用する目的で輸入する場合（治験計画届書が提出されている場合を除く。）

a 企業（治験依頼者）が主体となって実施する治験に使用するために自ら輸入する場合

- (a) 輸入報告書（別紙第 1 号様式） 2 部
- (b) 輸入品目の臨床試験計画書（ただし、体外診断用医薬品にあっては「臨床性能試験計画書」とする。以下同じ。）（別紙第 2 号様式） 1 部
複数の治験（ただし、体外診断用医薬品にあっては「臨床性能試験」とする。以下同じ。）に使用する目的で一括して輸入する場合は、臨床試験

計画書に代えて輸入数量の算出根拠等を示した臨床試験計画見込書（別紙参考様式1）（ただし、体外診断用医薬品にあっては「臨床性能試験計画見込書」とする。以下同じ。）を添付させること。また、分割して輸入する場合には、輸入経過表（別紙参考様式2）を提出させること。

なお、輸入したものの治験に着手しないこととなった時点、治験計画届書を提出した時点及び治験の中止又は終了の時点において、受領印が付された治験計画届書（写）等を添付の上で、報告を行わせること。

- (c) 仕入書 (invoice) (写) 1部

提出できない場合は、これに代わる書類。以下同じ。

- (d) 航空貨物運送状 (AWB) (写) 又は船荷証券 (B/L) (写) 1部

国際郵便の場合は、税関が輸入者に発出する「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」(写)。以下同じ。

- b 企業が医薬品等の品質の確認、治験用である旨の表示等（以下「表示等」という。）を行う必要があるため、当該企業が輸入し、表示等を行った上、治験を主体となって実施する別の企業（治験依頼者）に供給する場合

- (a) 輸入報告書（別紙第1号様式） 2部

輸入及び表示等を行う企業が作成したもの。

- (b) 輸入品目の臨床試験計画書（別紙第2号様式） 1部

治験依頼者が作成したもの。複数の治験に使用する目的で一括して輸入する場合は、臨床試験計画書に代えて輸入数量の算出根拠等を示した臨床試験計画見込書（別紙参考様式1）を添付させること。また、分割して輸入する場合には、輸入経過表（別紙参考様式2）を提出させること。

なお、輸入したものの治験に着手しないこととなった時点、治験計画届書を提出した時点及び治験の中止又は終了の時点において、受領印が付された治験計画届書（写）等を添付の上で、治験依頼者に報告を行わせること。

- (c) 輸入及び表示等を行う企業と治験依頼者との委受託契約書（写） 1部

輸入する企業が表示等を行う必要性が確認できるもの。

- (d) 仕入書 (invoice) (写) 1部

- (e) 航空貨物運送状 (AWB) (写) 又は船荷証券 (B/L) (写) 1部

- c 医師又は歯科医師が主体となって実施する臨床試験に使用するために自ら輸入する場合（「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年厚生労働省告示第415号）に基づき、臨床試験情報が公開されているデータベース（国立大学附属病院長会議、財団法人日本医薬情報センター及び社団法人日本医師会が設置したものに限る。以下「臨床試験データベース」という。）に臨床試験情報が登録されている場合を除く。）

- (a) 輸入報告書（別紙第1号様式） 2部

- (b) 輸入品目の臨床試験計画書（別紙第2号様式） 1部

複数の臨床試験に使用する目的で一括して輸入する場合は、臨床試験計画書に代えて輸入数量の算出根拠等を示した臨床試験計画見込書（別紙参考様式1）を添付させること。また、分割して輸入する場合には、輸入経過表（別紙参考様式2）を提出させること。

なお、輸入したものの臨床試験に着手しないこととなった時点、治験計

画届書を提出した時点及び臨床試験計画の中止又は終了の時点において、受領印が付された治験計画届書（写）等を添付の上で、報告を行わせること。

(c) 臨床試験を実施する機関の倫理審査委員会又は治験審査委員会の承認を得たことを証明する書類（写） 1部

(d) 仕入書（invoice）（写） 1部

(e) 航空貨物運送状（AWB）（写）又は船荷証券（B/L）（写） 1部

d 企業が医薬品等の表示等を行う必要があるため、当該企業が輸入し、表示等を行った上、臨床試験を主体となって実施する医師又は歯科医師に供給する場合

(a) 輸入報告書（別紙第1号様式） 2部

輸入及び表示等を行う企業が作成したもの。

(b) 輸入品目の臨床試験計画書（別紙第2号様式） 1部

医師又は歯科医師が作成したもの。複数の臨床試験に使用する目的で一括して輸入する場合は、臨床試験計画書に代えて輸入数量の算出根拠等を示した臨床試験計画見込書（別紙参考様式1）を添付させること。また、分割して輸入する場合には、輸入経過表（別紙参考様式2）を提出させること。

なお、輸入したものの臨床試験に着手しないこととなった時点、治験計画届書を提出した時点及び臨床試験計画の中止又は終了の時点で報告を行わせること。また、治験計画届書を提出した場合には、受領印が付された治験計画届書（写）等を添付の上で、報告を行わせること。

(c) 臨床試験を実施する機関の倫理審査委員会又は治験審査委員会の承認を得たことを証明する書類（写） 1部

(d) 輸入及び表示等を行う企業と医師又は歯科医師との委受託契約書（写） 1部

企業が表示等を行う必要性が確認できるもの。

(e) 表示等を行う企業が輸入することに係る医師又は歯科医師の委任状（写） 1部

(f) 仕入書（invoice）（写） 1部

(g) 航空貨物運送状（AWB）（写）又は船荷証券（B/L）（写） 1部

(n) 治験（既に治験計画届書が提出されているもの）の際の検査等のために使用する、承認等を受けていない医薬品等（併用薬、採血管、体外診断用医薬品等。治験の対象となる医薬品等を除く。）について、企業が当該医薬品等の表示等を行う必要があるため、当該企業が輸入し、表示等を行った上、治験を主体となって実施する別の企業（治験依頼者）に供給する場合

a 輸入報告書（別紙第1号様式） 2部

輸入及び表示等を行う企業が作成したもの。

b 受領印が付された治験計画届書（写） 1部

治験依頼者が作成したもの。治験に使用する医薬品等の名称（販売名、成分名等）、数量、使用目的並びに表示等を行う企業の名称及び住所の記載があるもの。また、分割して輸入する場合には、輸入経過表（別紙参考様式2）を提出させること。

c 仕入書 (invoice) (写) 1部

d 航空貨物運送状 (AWB) (写) 又は船荷証券 (B/L) (写) 1部

(ハ) 試験研究等に使用する目的の場合

a 試験研究 (品質試験、薬理試験、製剤化試験等) ・社内見本用 (輸入者自身が商品価値等を判断するためのものであり、たとえ無償といえども第三者に配布することを目的としないものをいう。以下同じ。) の場合 (医薬部外品又は化粧品の製造販売業者又は製造業者が、社内見本用として、それぞれ税関限りの確認で通関が可能な数量 (通関取扱要領第2の1(6)ニ(ロ)及びホ(ロ)で定める数量) の範囲内の医薬部外品又は化粧品の輸入する場合を除く。)

(a) 輸入報告書 (別紙第1号様式) 2部

(b) 輸入品目の試験研究計画書 (別紙第3号様式) 1部

試験研究計画書に代えて商品説明書 (別紙第6号様式。なお、品名等からその内容を容易に判断できるものについては、販売業者等の商品説明書、パンフレット等の写しに代えることができる。) でも可。ただし、医師、大学又は試験研究機関の研究者等が輸入する場合及び試験を外部委託する場合には試験研究計画書を提出させること。

試験研究を外部委託する場合は、委託先との委受託関係が分かる資料を提出させること。

(c) 仕入書 (invoice) (写) 1部

(d) 航空貨物運送状 (AWB) (写) 又は船荷証券 (B/L) (写) 1部

b 社員訓練用 (承認等申請中の医薬品等を社内における社員訓練用として用いるものをいう。) の場合

aと同じ。ただし、(b)の試験研究計画書に代えて訓練計画書 (別紙第4号様式) を提出させること。また、承認等申請中であることを確認できる書類を提示させること。

(ニ) 展示用 (学会、公的機関等が主催又は後援する展示会等で、学術研究の向上、発展、科学技術又は産業の振興等を目的として医薬品又は医療機器を展示するもの、又は民間企業等が主催する見本市に広告宣伝を目的としない医薬部外品又は化粧品の展示するものをいう。) の場合

a 輸入報告書 (別紙第1号様式) 2部

b 輸入品目の商品説明書 (別紙第6号様式) 1部

c 仕入書 (invoice) (写) 1部

d 展示主催者からの出展要請書 (別紙参考様式3) 1部

輸入者が展示主催者である場合は、当該展示会等の概要が分かる資料 1部

e 航空貨物運送状 (AWB) (写) 又は船荷証券 (B/L) (写) 1部

(ホ) 個人用 (①「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とするもの」 (「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の追加について」 (平成22年3月19日付け薬食監麻発0319第4号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知) の別添。以下同じ。) に該当するもの、②輸入者自身が個人的に使用することが明らかな数量 (通関取扱要領第2の1(6)リで定める数量) を超えるもの、又は③個人使用の目的であっても、輸入貨物の宛先が会社や団体等自宅以外になっているもの若しくは送付状に会社名や団体名等が記

載されているものをいう。) の場合

- a 輸入報告書 (別紙第 1 号様式) 2 部
- b 輸入品目の商品説明書 (医薬品の場合は別紙第 5 号様式、その他の場合は別紙第 6 号様式) 1 部
- c 医師からの処方せん又は指示書 (写) 1 部
上記①から③のうち、③のみに該当する場合は提出を不要とする。
- d 仕入書 (invoice) (写) 1 部
- e 航空貨物運送状 (AWB) 又は船荷証券 (B/L) (写) 1 部
- f その他、輸入にあたって厚生労働省への登録を必要とする医薬品等については、その定める文書 1 部

上記③に該当する場合は、理由書 (別紙参考様式 4) も提出させること。

(ハ) 医療従事者個人用 (治療上緊急性があり、国内に代替品が流通していない場合であって、輸入した医療従事者が自己の責任のもと、自己の患者の診断又は治療に供することを目的とするものをいう。医師又は歯科医師が個人輸入する医療機器 (内臓機能代用器 (心臓ペースメーカー、人工心臓、人工肺、人工腎臓、人工血管等) を除く。) については 3 セットを超えるものをいう。獣医師が自己の責任のもと、自己のみる動物の診断又は治療に供することを目的としてヒト用の医薬品等を輸入する場合もこれに準じて取り扱う。) の場合

- a 輸入報告書 (別紙第 1 号様式) 2 部
- b 輸入品目の商品説明書 (医薬品の場合は別紙第 5 号様式、その他の場合は別紙第 6 号様式) 1 部
- c 仕入書 (invoice) (写) 1 部
- d 医師等の免許証 (写) 1 部
- e 必要理由書 (別紙参考様式 5) 1 部
治療上必要な理由の説明及び使用にあたって一切の責任を輸入した医療従事者が負う旨の誓約を記したもの。
- f 航空貨物運送状 (AWB) (写) 又は船荷証券 (B/L) (写) 1 部
- g その他、輸入にあたって厚生労働省への登録を必要とする医薬品等については、その定める文書 1 部

(ニ) 再輸入品・返送品用 (先に輸入した外国製造製品を修理等の目的で外国に輸出 (外国製造業者に返送) し、再輸入するもの若しくは先に輸出した自社製品が品質不良等の理由により輸出先から返送されてくるもの、又は製造販売業者若しくは製造業者以外の者が先に輸出した製品が輸出先から返送されてくるものをいう。) の場合

- a 輸入報告書 (別紙第 1 号様式) 2 部
- b 仕入書 (invoice) (写) 1 部
- c 航空貨物運送状 (AWB) (写) 又は船荷証券 (B/L) (写) 1 部
- d 輸出時の仕入書 (写) 1 部
- e 輸出時の航空貨物運送状 (AWB) (写) 又は船荷証券 (B/L) (写) 1 部
- f 輸出申告書 (写) 1 部
- g 医薬品等製造販売業許可証 (写) 又は医薬品等製造業許可証 (写) 1 部
- h 医薬品等製造販売承認書 (写)、医薬品等製造販売届書 (写)、医薬品等製造販売認証書 (写) 又は輸出用医薬品等製造・輸入届書 (写) 1 部

製造販売終了に伴う承認整理後に輸入する場合は、承認整理前の製造販売承認書等（写）に代えても可。

g 及び h の書類について、輸入者が製造販売業者又は製造業者でない場合は提出を不要とする。

(チ) 自家消費用（自社製品の原料として使用するもの及び承認等のある自社の医薬品等を製造するために使用するものをいう。「薬事法第 14 条第 1 項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等」（平成 6 年厚生省告示第 104 号）の表に掲げる医薬品（以下「承認不要医薬品」という。）を除く。）の場合

a 輸入報告書（別紙第 1 号様式） 2 部

b 輸入品目の商品説明書（別紙第 6 号様式） 1 部

c 使用説明書（別紙参考様式 6） 1 部

商品名、使用場所、使用期間、使用数量、用途及び使用工程を記したもの。

d 医薬品等製造販売承認書（写）、医薬品等製造販売届書（写）又は医薬品等製造販売認証書（写） 1 部

医薬品等を製造する場合に提出させること。

e 仕入書（写） 1 部

f 航空貨物運送状（AWB）（写）又は船荷証券（B/L）（写） 1 部

(リ) その他、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長が、保健衛生上の観点等から、輸入することが特に必要と認める場合

a 輸入報告書（別紙第 1 号様式） 2 部

b 輸入品目の商品説明書（別紙第 6 号様式） 1 部

c 仕入書（invoice）（写） 1 部

d 必要理由書 1 部

e 航空貨物運送状（AWB）（写）又は船荷証券（B/L）（写） 1 部

ロ 確認の結果、異状を認めない場合は、2 部受理した輸入報告書のうち 1 部の厚生労働省確認欄に「厚生労働省確認済」の印を押し、官職及び氏名を記入した上、当該輸入報告書を輸入者に交付すること。

なお、税関に対し説明を要する事項があれば、厚生労働省確認欄の特記事項として記載すること。

(3) 5 (3) 及び (4) に規定する確認

イ 通関前に輸入者に次の書類を提出させ、行うこと。

(イ) 試験研究（品質試験、薬理試験、製剤化試験等）・社内見本用の場合

a 輸入報告書（別紙第 1 号様式） 2 部

b 輸入品目の試験研究計画書（別紙第 3 号様式） 1 部

試験研究計画書に代えて商品説明書（別紙第 6 号様式。なお、品名等からその内容を容易に判断できるものについては、販売業者等の商品説明書、パンフレット等の写しに代えることができる。）でも可。ただし、医師、大学又は試験研究機関の研究者等が輸入する場合及び試験を外部委託する場合には試験研究計画書を提出させること。

試験研究を外部委託する場合は、委託先との委受託関係が分かる資料を提出させること。

c 仕入書（invoice）（写） 1 部

- d 航空貨物運送状 (AWB) (写) 又は船荷証券 (B/L) (写) 1 部
- (v) 個人用 (輸入者自身が個人的に使用するものをいう。) の場合
 - a 輸入報告書 (別紙第 1 号様式) 2 部
 - b 輸入品目の商品説明書 (別紙第 6 号様式) 1 部
 - c 医師からの処方せん又は指示書 (写) 1 部
 - d 仕入書 (invoice) (写) 1 部
 - e 航空貨物運送状 (AWB) 又は船荷証券 (B/L) (写) 1 部

個人使用の目的であっても、輸入貨物の宛先が会社や団体等自宅以外になっているもの、又は送付状に会社名や団体名等が記載されているものについては、理由書 (別紙参考様式 4) も提出させること。

- (ハ) 医療従事者個人用 (治療上緊急性があり、国内に代替品が流通していない場合であって、輸入した医療従事者が自己の責任のもと、自己の患者の診断又は治療に供することを目的とするものをいう。獣医師が自己の責任のもと、自己のみる動物の診断又は治療に供することを目的として輸入する場合もこれに準じて取り扱う。) の場合
 - a 輸入報告書 (別紙第 1 号様式) 2 部
 - b 輸入品目の商品説明書 (別紙第 6 号様式) 1 部
 - c 仕入書 (invoice) (写) 1 部
 - d 医師等の免許証 (写) 1 部
 - e 必要理由書 (別紙参考様式 5) 1 部

治療上必要な理由の説明及び使用にあたって一切の責任を輸入した医療従事者が負う旨の誓約を記したもの。

- f 航空貨物運送状 (AWB) (写) 又は船荷証券 (B/L) (写) 1 部
- (ニ) 再輸入品・返送品用 (先に輸入した外国製造製品を品質不良等の理由により外国に返品し、再輸入するもの若しくは先に輸出した自社製品が品質不良等の理由により輸出先から返送されてくるもの、又は輸入業者以外の者が先に輸出した製品が輸出先から返送されてくるものをいう。) の場合
 - a 輸入報告書 (別紙第 1 号様式) 2 部
 - b 仕入書 (invoice) (写) 1 部
 - c 航空貨物運送状 (AWB) (写) 又は船荷証券 (B/L) (写) 1 部
 - d 輸出時の仕入書 (写) 1 部
 - e 輸出時の航空貨物運送状 (AWB) (写) 又は船荷証券 (B/L) (写) 1 部
 - f 輸出申告書 (写) 1 部
 - g 毒物劇物製造業等登録票 (毒劇法施行規則別記 第 3 号様式) (写) 1 部
登録品目書が添付されたもの。輸入者が毒劇法第 3 条に基づき毒劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けていない場合には、提出は不要とする。
- (ホ) 自家消費 (自社製品の原料として使用するもの及び承認等のある自社の医薬品等を製造するために用いるものをいう。) の場合
 - a 輸入報告書 (別紙第 1 号様式) 2 部
 - b 輸入品目の商品説明書 (別紙第 6 号様式) 1 部
 - c 使用説明書 (別紙参考様式 6) 1 部
商品名、使用場所、使用期間、使用数量、用途及び使用工程を記したもの。
 - d 医薬品等製造販売承認書 (写)、医薬品等製造販売届書 (写) 又は医薬品

等製造販売認証書（写） 1 部

医薬品等を製造する場合に提出させること。

e 仕入書（写） 1 部

f 航空貨物運送状（AWB）（写）又は船荷証券（B/L）（写） 1 部

(ハ) その他、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長が、保健衛生上の観点等から、輸入することが特に必要と認める場合

a 輸入報告書（別紙第 1 号様式） 2 部

b 輸入品目の商品説明書（別紙第 6 号様式） 1 部

c 仕入書（invoice）（写） 1 部

d 必要理由書 1 部

e 航空貨物運送状（AWB）（写）又は船荷証券（B/L）（写） 1 部

ロ 確認の結果、異状を認めない場合は、2 部受理した輸入報告書のうち 1 部の厚生労働省確認欄に「厚生労働省確認済」の印を押し、官職及び氏名を記入した上、当該輸入報告書を輸入者に交付すること。

なお、税関に対し説明を要する事項があれば、厚生労働省確認欄の特記事項として記載すること。

(4) (2) 及び (3) の規定により確認済みの輸入報告書の交付を受けた輸入者が、当初の目的とは別の目的に転用する場合

イ 輸入者に次の書類を提出させ、確認すること。

(イ) 転用願書（別紙参考様式 7） 2 部

(ロ) 確認済みの輸入報告書（写） 1 部

(ハ) 新しい使用目的に係る必要書類 1 部

ロ 確認の結果、異状を認めない場合は、2 部受領した転用願書のうち 1 部の余白部分に「厚生労働省確認済」の印を押し、官職及び氏名を記入した上、当該転用願書を届出者に交付すること。

7 確認にあたっての留意事項

(1) 6 の確認にあたり、特に必要があると認められる場合においては、追加で書類を提出させることを妨げるものではない。

(2) 6 の確認にあたり、輸入者において書類を提出することのできない特段の事情がある場合は、理由書等をもって、必要な書類に代えることを妨げるものではない。

(3) 以下のものについては、原則として地方厚生局薬事監視専門官の 6 の確認が不要となっているが、輸入者が必要な書類を持ってきた場合には確認を行うこと。

イ 薬事法施行規則第 94 条、第 95 条及び第 265 条の規定に基づき厚生労働大臣に届出を行い、確認を受けたもの

ロ 製造販売業者又は製造業者が、先に輸入した外国製造製品を修理等の目的で外国に輸出し、再輸入するもの又は先に輸出した自社製品が品質不良等の理由により輸出先から返送されてくるものであって、輸入者が許可を受けている事務所又は製造所に送付されてきたもの

ハ 薬事法第 80 条の 2 第 2 項の規定に基づき治験計画届書が提出されているもの

ニ 医師又は歯科医師が主体となって実施する臨床試験に使用するために自ら輸入するものであって、臨床試験データベースに臨床試験情報が登録されているもの

ホ 薬品包装機械等の試験のために使用する医薬品等のサンプル

ヘ 医薬部外品の製造販売業者又は製造業者が、社内見本用として輸入する医薬部

外品であって、税関限りの確認で通関が可能な数量（通関取扱要領第2の1(6)ニ(p)で定める数量）の範囲内のもの

ト 化粧品製造販売業者又は製造業者が、社内見本用として輸入する化粧品であって、税関限りの確認で通関が可能な数量（通関取扱要領第2の1(6)ホ(p)で定める数量）の範囲内のもの

チ 承認不要医薬品

リ 自動車に搭載された救急セット内の医薬品等（自動車1台につき1セット）

ヌ 「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とするもの」に該当しない医薬品等であって、輸入者自身が個人的に使用することが明らかな数量（通関取扱要領第2の1(6)リで定める数量）の範囲内のもの

ル 登録済みの毒劇物

ヲ 輸入業者が、先に輸入した毒劇物を品質不良等の理由により外国に返品し、再輸入するもの又は先に輸出した毒劇物が品質不良等の理由により輸出先から返送されてくるものであって、輸入業者が登録している製造所（営業所又は店舗）に送付されてきたもの

(4) 臨床試験に使用する目的で医薬品等を輸入する場合、輸入数量はその臨床試験に必要な範囲の量でなければならないこと。

(5) 税関から照会されたものについては、地方厚生局薬事監視専門官自らが確認を行い処理すること。

なお、必要がある場合には、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長に通報し、その指示を受けること。

(6) 医療機器製造販売業者が臨床試験又は試験研究等に使用する目的の医療機器を6か月以内に3台までを分割して輸入する場合で、初回の仕入書（invoice）等に2回目以降のものが記載されているものについては、初回の輸入報告書（別紙第1号様式）提出時に2回目以降の輸入報告書も同時に提出できること。

(7) 6(2)イ(リ)及び6(3)イ(ハ)の場合における確認にあたっての留意事項については、個別に、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長から担当厚生局長あてに通知するので、輸入者から照会があった場合は、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に相談させること。

8 地方厚生局薬事監視専門官のその他の業務

(1) 書類確認終了後、必要に応じ、薬事法第69条又は毒劇法第17条の規定により、蔵置場所に立入り、当該物件の検査を行い、不良の疑いがある場合は、試験のため必要量を収去し、試験に付すこと。

(2) 麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法及び覚せい剤取締法に抵触する疑いがある輸入品を発見した場合には、当該地区を管轄する地方厚生局麻薬取締部及び税関に連絡すること。

(3) 各地方厚生局は取り扱った医薬品等及び毒劇物について、別紙報告様式1及び2による月報及び年報を厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長あて提出すること（月報は翌月15日までに、年報は翌年度4月末までに提出すること）。

9 執務上の注意

(1) 地方厚生局薬事監視専門官は、医薬品等輸入監視の重要性に鑑み、厳正で、かつ公平に業務を行うこと。

(2) 業務の円滑な遂行を期するため、常に税関、都道府県その他関係機関と密接な連

絡を保つこと。

- (3) 確認業務、検査業務等事務処理は迅速に行い、理由なく遅延することのないよう心掛けること。

〔別紙第1号様式〕

※ () 輸入報告書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

輸入者（受取人）氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） ㊟
 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
 営業所等（貨物の送付先）の名称
 同所在地
 担当者名 電話（ ）
 Eメール

品 名	数 量	業許可等の有無
		☐ ※ () 製造販売業 ☐ ※ () 製造業 ☐ 毒劇物輸入業
輸入の目的	①治験（企業）用、②臨床試験（医師）用、③試験研究・社内見本用、④社員訓練用、 ⑤展示用、⑥個人用、⑦医療従事者個人用、⑧再輸入品・返送品用、⑨自家消費、 ⑩その他 ()	
誓約事項	☐ 上記輸入の目的のために使用するもので、他に販売、賃貸又は授与するものではありません。 ☐ （個人用又は医療従事者個人用の場合）厚生労働省ホームページの「個人輸入において注意すべき医薬品等について」を輸入前に確認し、輸入後も随時確認します。 ☐ （試験研究・社内見本用の場合）人又は人の診断の目的には使用しません。	
製 造 業 者 名 及 び 国 名		
輸 入 年 月 日	AWB、B/L 等の番号	到着空港、到着港又は蔵置場所
備考	(再輸入品・返送品用の場合) 再輸入・返送に至った理由及び今後の措置について記載すること。	
厚生労働省確認欄	特記事項 厚生労働省〇〇〇厚生局 薬事監視専門官 毒物劇物監視員 ㊟	

- (注) 1. ※ () 欄には、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、毒物、劇物の別を記入すること。
 2. この様式の大きさは日本工業規格A4とすること。

記 載 上 の 注 意

- | | |
|-----------------|--|
| ①日 付 | ・厚生労働省地方厚生局へ提出する年月日を記入すること。郵送等により提出する場合には、送付日を記載すること。 |
| ②輸入者氏名・住所 | ・法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに本社所在地を記入し、代表者印を押印すること。住所は都道府県名から記入すること。 |
| ③営業所等の名称・所在地 | ・医薬品等又は毒劇物が送付されてきた所の名称及び所在地を記入すること。 |
| ④担当者名、電話及びEメール | ・輸入報告書作成責任者の氏名及び電話番号を記入すること。Eメールアドレスについて、臨床試験（医師）用、個人用及び医療従事者個人用の場合は必ず記入すること（Eメールアドレスを有していない場合を除く）。それ以外の場合は、できる限り記入すること。 |
| ⑤品名及び数量 | ・仕入書（invoice）に記載されている名称及び数量を記入し、書ききれない場合はこれらの欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 |
| ⑥業許可等の有無 | ・医薬品等製造販売（製造）業許可又は毒劇物輸入業登録を受けた者は、□内にチェックすること。 |
| ⑦輸入の目的 | ・該当する目的（①～⑩のいずれか1つ）に○印を付し、「⑩その他」の場合には具体的に記載すること。「再輸入品・返送品用」の場合は、備考欄に再輸入又は返送に至った理由及び今後の措置について記載すること。 |
| ⑧誓約事項 | <p>・チェック項目を確認の上、□内にチェックすること。</p> <p>※厚生労働省ホームページの「個人輸入において注意すべき医薬品等について」には、海外製医薬品の副作用や偽造医薬品などの情報が掲載されている。</p> |
| ⑨製造業者名及び国名 | <p>・当該品を製造した製造業者名及びその国名を記入すること。</p> <p>（例：厚生薬品株式会社（日本））</p> |
| ⑩輸入年月日 | ・日本に陸揚げされ、蔵置された年月日を記入すること（ただし、手荷物の場合は到着年月日、郵便物の場合は税関から届いた「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」（以下「到着通知はがき」という。）の通知年月日、未到着の場合は到着予定日を記入すること）。 |
| ⑪AWB、B/L等の番号 | ・AWB又はB/Lの番号、到着通知はがきの通知番号、便名等を記入すること。 |
| ⑫到着空港、到着港又は蔵置場所 | <p>・当該品が到着した空港若しくは港又は保税蔵置されている場所の名称を記入すること。</p> <p>（例：成田国際空港、関西国際空港、東京税関東京外郵便出張所など）</p> |
| ⑬その他の | <p>1. この報告書は必ず、正副2通作成すること。</p> <p>2. 捨印は不要。</p> <p>3. 誤って記入した場合は＝線を引き、その上段に正しく記入すること。修正液での修正は不可。
訂正印は不要。（薬事監視専門官に訂正印を受けること。）</p> <p>4. 別紙等を添付する場合、その大きさは日本工業規格A4とすること。</p> |

[別紙第2号様式]

臨床試験計画書

臨床試験依頼者名 及び所在地				
臨床試験用医薬品等 名 称	商品名			
	化学名, 一般的名称又は本質等			
規 格				
用 途 (効能又は効果)				
臨床試験研究要旨				
実 施 期 間				
実施予定機関の名称 及び同所在地	診療科名	主任者氏名	交付数量	備 考

(注) 1. この用紙は承認等を受けていない医薬品等を臨床試験用の目的で輸入する場合に提出すること。
2. この様式の大きさは日本工業規格A4とすること。

記 載 上 の 注 意

- | | |
|-----------------|---|
| ①臨床試験依頼者名及び所在地 | ・法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名並びに本社所在地を記入し、代表者印を押印すること。医師又は歯科医師の場合は、氏名、所属機関の名称及び所在地を記入し、捺印すること（多施設共同試験の場合は、代表者（輸入者）の氏名、所属機関の名称及び所在地を記入し、捺印すること）。 |
| ②商 品 名 | ・ invoice に記載されている名称を記入すること。 |
| ③化学名、一般的名称又は本質等 | ・ 一般的名称を記入すること。 |
| ④規 格 | ・ 医薬品の剤形又は医療機器の原理及び構造の概略等を記入すること。 |
| ⑤用 途 | ・ 当該品の使用目的、効能・効果等を記入すること。 |
| ⑥臨床試験研究要旨 | ・ 臨床試験の目的を記入すること。
（例えば「有効性及び安全性を確認するための臨床試験」など。） |
| ⑦実 施 期 間 | ・ 臨床試験を実施する期間を記入すること。 |
| ⑧実施予定機関の名称及び所在地 | ・ 臨床試験実施予定機関名（病院名）及び所在地を記入すること（複数記載可）。 |
| ⑨診 療 科 名 | ・ 臨床試験を実施する診療科名を記入すること。 |
| ⑩主 任 者 氏 名 | ・ 臨床試験を実施する担当医師名を記入すること。 |
| ⑪交 付 数 量 | ・ 臨床試験実施機関に交付する数量を記入すること。 |
| ⑫そ の 他 | ・ 訂正箇所には、臨床試験依頼者の訂正印を押印すること。 |

[別紙第3号様式]

試験研究計画書

試験依頼者名 及び所在地		
試験研究場所 名		
所在地		
主任者氏名		
品名等	商品名	
	化学名，一般的名称又は本質等	
用途 (効能又は効果)		
試験研究要旨		
備考		

(注) 1. この用紙は承認等を受けていない医薬品等又は毒劇物を試験研究・社内見本用の目的で輸入する場合に提出すること。
2. この様式の大きさは日本工業規格A4とすること。

記 載 上 の 注 意

①試験依頼者名及び所在地	・法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名並びに本社所在地を記入し、代表者印を押印すること。 ・医師、大学・試験研究機関の研究者等の場合は、氏名、所属機関の名称及び所在地を記入し、捺印すること。
②試験研究場所名称・所在地	・当該品の試験研究を行う場所の名称・所在地を記入すること。 (原則として、試験研究場所は自社又は公的機関である。) (外部委託する場合には、委託先との委受託関係がわかる資料を添付すること。)
③主任者氏名	・当該品を実際に試験研究する主任担当者の氏名及び役職を記入すること。
④商 品 名	・invoiceに記載されている名称を記入すること。
⑤化学名，一般的名称又は本質等	・一般的名称を記入すること。
⑥用 途	・当該品の使用目的、効能・効果等を記入すること。
⑦試験研究要旨	・できる限り詳細に試験研究内容を記入すること（「薬理試験」等の試験の種類、試験項目及び検体使用数量の内訳も記入すること）。
⑧備 考	・今後の方針等、参考となる事項があれば記入すること。
⑨そ の 他	1. 訂正箇所には、試験依頼者の訂正印を押印すること。 2. 試験研究場所が複数ある場合には、それぞれの試験研究計画書を作成すること。

[別紙第4号様式]

訓 練 計 画 書

訓練依頼者名 及び所在地	
訓練場所 名	
所在地	
主任者氏名	
品 名 等	商品名
	化学名，一般的名称又は本質等
用 途 (効能又は効果)	
訓 練 要 旨	
備 考	

(注) 1. この用紙は承認等を受けていない医薬品等を社員訓練用の目的で輸入する場合に提出すること。
2. この様式の大きさは日本工業規格A4とすること。

記 載 上 の 注 意

①訓練依頼者名及び所在地	・法人の名称及び代表者の氏名並びに本社所在地を記入し、代表者印を押印すること。
②訓練場所 名称・所在地	・当該品の社員訓練を行う場所の名称及び所在地を記入すること。
③主任者氏名	・当該品を社員訓練に用いる場合の主任担当者の氏名及び役職を記入すること。
④商 品 名	・invoiceに記載されている名称を記入すること。
⑤化学名，一般的名称 又は本質等	・一般的名称を記入すること。
⑥用 途	・当該品の使用目的、効能・効果等を記入すること。
⑦訓 練 要 旨	・できる限り詳細に記入すること（目的、参加対象者、参加人数、期間等）。
⑧備 考	・今後の方針等、参考となる事項があれば記入すること。
⑨そ の 他	・訂正箇所には、訓練依頼者の訂正印を押印すること。

商 品 説 明 書
(個人・医療従事者用医薬品)

商 品 名	
化学名、一般的 名 称 又 は 本 質	①ヒアルロン酸、②ボツリヌス毒素、③痩身効果、 ④アスコルビン酸、⑤歯牙漂白剤、⑥ミノキシジル、⑦アバスチン、 ⑧サリドマイド、⑨不活化ポリオワクチン、⑩リドカイン、 ⑪メラトニン、⑫ヨウ化カリウム、⑬タミフル、 ⑭シルデナフィル、⑮漢方 ⑯その他 ()
用 途	①ガン治療、②強壮剤・ED 薬、③うつ・気分障害・不眠治療、 ④栄養補充、⑤美容、⑥避妊、⑦アレルギー治療、⑧育毛、 ⑨ワクチン、⑩皮膚麻酔、⑪眼科治療、⑫歯科治療、 ⑬特定疾病*治療、⑭震災関連、⑮動物の治療、 ⑯その他 () ※特定疾病：介護保険法施行令第 2 条に規定する疾病（ガンを除く。）
具 体 的 な 用 途 (効能又は効果)	
規 格	

(注) 1. この用紙は承認等を受けていない医薬品を個人用又は医療従事者個人用の目的で輸入する場合に提出すること。
2. この様式の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。

記 載 上 の 注 意

①商 品 名	・ invoice に記載されている名称を記入すること。
②化学名，一般的名称 又は本質	・ ①から⑯のいずれか1つ該当するものに○印を付し、「⑯その他」の 場合は一般的名称を記入すること。
③用 途	・ ①から⑯のいずれか1つ該当するものに○印を付し、「⑯その他」の 場合は用途を20文字以内で簡潔に記入すること。
④具 体 的 な 用 途	・ 当該品を輸入者が何のために使用するのかを具体的に記載すること。 ・ 当該品の一般的な効能・効果も記載すること。
⑤規 格	・ 当該品の剤形等を記載すること。(例：「300mg/カプセル、100 カプ セル/箱」、「100mg/タブレット、50 タブレット/ボトル」)
⑥そ の 他	・ 商品ごとに商品説明書を作成すること。 ・ 捨印は不要。

[別紙第 6 号様式]

商 品 説 明 書
(個人・医療従事者用医薬品以外)

商 品 名	
化学名、一般的 名称又は本質	
用 途 (効能・効果)	
規 格	

(注) 1. この用紙は承認等を受けていない医薬品等を試験研究・社内見本用、展示用、個人用（医薬品を除く。）、医療従事者個人用（医薬品を除く。）、自家消費用等の目的で輸入する場合、及び毒劇物を試験研究・社内見本用、個人用、医療従事者個人用、自家消費用等の目的で輸入する場合に提出すること。

2. この様式の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。

記 載 上 の 注 意

①商 品 名	・ invoice に記載されている名称を記入すること。
②化学名，一般的名称 又は本質	・ 一般的名称を記入すること。
③用 途	・ 当該品を輸入者が何のために使用するのかを具体的に記入すること。 ・ 当該品の使用目的、効能・効果等も記入すること。
④規 格	・ 当該品の剤形等を記載すること。（例：「300mg/カプセル、100 カプセル/箱」、「100mg/タブレット、50 タブレット/ボトル」） ・ 医療機器の場合は原理及び構造の概略等を記入すること。（例：「インプラント 直径 5mm 長さ 15mm」）
⑤そ の 他	・ 商品ごとに商品説明書を作成すること。 ・ 捨印は不要。

[別紙参考様式1]

臨床試験計画見込書

臨床試験依頼者名 及び所在地		
臨床試験用医薬品等 名称	商品名	
	化学名，一般的名称又は本質等	
数 量		
用 途 (効能又は効果)		
臨床試験研究要旨		
実 施 期 間		

- (注)
1. この用紙は承認等を受けていない医薬品等を複数の臨床試験に使用する目的で一括して輸入する場合に提出すること。
 2. 「数量」欄には、輸入する使用（総）数量（kg、錠、カプセル等）を記載すること。
 3. この様式の大きさは日本工業規格A4とすること。

[別紙参考様式1 つづき (算出根拠の記載例)]

臨床試験薬 の輸入数量の算出根拠

臨床試験薬_____は、_____の効能・効果を対象にして、下記のような臨床試験を国内で計画中です。予定交付数量は、各相の規模に応じて、1例あたりの交付数量(1日投与量、予定投与期間)、1施設あたりの目標症例数、予定施設数、厚生労働省提出用、識別不能性確認用、包装見本用、品質試験用、包装ロス量、予備量を記載しました。

下記の臨床試験及び臨床試験に係る目的以外には使用しません。

つきましては、本品の輸入手続に関し、よろしくお取り計らい願います。

臨床試験	第Ⅰ相		第Ⅱ相		第Ⅲ相	
含量	5mg	10mg	5mg	10mg	5mg	10mg
予定投与期間	7日間		2ヶ月		1年	
投与方法	毎食後 経口		毎食後 経口		毎食後 経口	
交付数量	12	12				
1例使用量	1	1				
1施設の目標症例数	12	12				
予定施設数	1	1				
厚生労働省提出用	1	1				
識別不能性確認用	1	1				
包装見本用	1	1				
品質試験用	200	200				
包装ロス量	20	20				
予備量	15	15				
計	250	250				

合計錠数 5mg 錠、 10mg 錠

輸入経過表（例1）

交付先	回数	1回目	2回目	...	...
	交付 計画数量				
〇〇病院	10	3	2		
〇〇病院	10	2	3		
〇〇病院	10	2	3		
〇〇病院	10	3	3		
計	40	10	11		
(年月日・薬監番号)					
(厚生労働省確認印)					

輸入経過表（例2）

試験項目	回数	1回目	2回目	...	...
	輸入 計画数量				
〇〇試験	30	10	5		
〇〇試験	15	10			
〇〇試験	15	5			
〇〇試験	20	5	5		
計	80	30	10		
(年月日・薬監番号)					
(厚生労働省確認印)					

出 展 要 請 書

平成 年 月 日

(出展者名) 殿

展示主催者名

代表者名

印

_____ 展示会への出展依頼

貴社より出展要請のありました下記(1)の薬事法未承認品については、当会で十分検討した結果、当会の趣意に合致していると判断致しましたので、下記(2)及び(3)を条件に標記展示会に出展をしていただきたく、ご依頼申し上げます。

記

(1) 出展依頼品目(注1)

(品名)

(数量)

(2) 出展場所及び期間

出展場所 : (出展会場名)

出展期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(3) 出展条件(注2)

- ① 未承認品であり、販売、賃貸、授与できない旨を明示すること。
- ② 予定される販売名は標ぼうしないこと。(ただし、学術展示は本条件の記載不要。)
- ③ 製造方法、効能効果、性能に関する標ぼうは精密かつ客観的に行われた実験のデータ等の事実に基づいたもの以外は行わないこと。(ただし、デザイン展等はこれらを標ぼうしてはならない。)
- ④ 関連資料等の配布は原則として行わないこと。
- ⑤ 展示終了後は、販売、賃貸、授与せず、廃棄、返送等の適切な措置をとること。

(注1) 出展依頼品目が複数の場合は、列記すること。

(注2) 出展条件は、ガイドラインの主旨にそって展示会の種類により内容を決定し、不要な条件を削除して作成すること。

[別紙参考様式4]

理 由 書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

会社名 _____

住所 _____

代表取締役

代表者印

今般、当社宛になっている下記の品目については、当社とは全く関係がなく、
当社社員 _____ が自分自身で使用するために輸入したものに相違
ありません。

記

品名 : _____ 個

必要理由書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

輸入者名

印

1. 治療上必要な理由

（国内で市販されている医薬品等又は毒劇物が使用できない理由、輸入される医薬品等又は毒劇物を使用しなくてはならない理由及び輸入される数量の必要性について記載すること。）

2. 医師の責任

（医師の責任のもとに使用され、一切の責任を医師が負う旨の記載をすること。）

〔別紙参考様式6〕

使 用 説 明 書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

輸入者名

印

今般、輸入報告書により報告致しました商品は下記の通り、自家消費致します。

記

1. 商品名
2. 使用場所
3. 使用期間
4. 使用数量
5. 用 途
6. 使用工程

転 用 願 書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住所
氏名

印

先般、_____目的で輸入した下記の品目_____について
は、使用目的を_____用に変更したいので、届出を致します。

1. 品 名

2. 数 量

3. 製 造 番 号

4. 薬 監 証 明 年 月 日 平成 年 月 日

5. 薬 監 番 号 第 号

6. 転用に至る経緯 (理由)

7. 添 付 資 料

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長 様

〇〇厚生局薬事監視専門官

医薬品等及び毒劇物輸入監視状況について

標記について平成 年 月分(又は平成 年度分)を次のとおり報告します。

	薬監証明を発行したもの		輸入届書を受理したもの		備 考
	件 数	品 目 数	件 数	品 目 数	
医 薬 品					
医 薬 部 外 品					
化 粧 品					
医 療 機 器					
毒 物 劇 物					
合 計					

〔別紙報告様式2〕

平成 年 月 分(又は平成 年度分)(〇〇厚生局)

1. 薬監証明を発行したもののうち、無許可品の輸入目的別内訳

	治験(企業)		臨床試験(医師)		試験・見本		社員訓練		展示		個人用		医療従事者個人用		再輸入・返送		自家消費		合計	
	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数
医薬品																				
医薬部外品																				
化粧品																				
医療機器																				
毒物・劇物	—	—	—	—			—	—	—	—										
計																				

2. 薬監証明を発行したもののうち、厚生労働省への登録を必要とする医薬品等の内訳

	件数	品目数	備考
個人用			
医療従事者個人用			
合計			

※備考欄には品目と件数の内訳を記載すること。

3. 転用願書の受理件数

	件数	品目数
医薬品		
医薬部外品		
化粧品		
医療機器		
毒物・劇物		
合計		

4. 相談件数

	件
--	---

5. 来訪者数(のべ)

	名
--	---